(平成22年3月19日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地域に住む見守りが必要な高齢者、障がい者、子ども等(以下「高齢者等」という)が、住み慣れた地域において継続して安心した生活を営むことができるよう、住民が近隣の高齢者等に対して、声かけ見守り及びできる範囲の日常生活支援活動等(以下「近隣ケア活動」という。)を行う支援システムとして、近隣ケアグループ(以下「グループ」という。)を組織し、その効果的運営を図るために必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 グループは、次の各号に基づき高齢者等の福祉に理解と協力が得られる地域 住民(以下「グループ員」という。)で組織する。
  - (1) グループは、概ね自治会を単位として、3名から10名程度のグループ員により組織する。
  - (2) グループは、地域の自治会長(以下「自治会長」という。)及び地区担当民生 委員(以下「民生委員」という。)の合意により組織される。
  - (3) グループに代表者1名を置く。

(登録)

第3条 グループは、グループの代表者が登録票を、民生委員を経由して、市長へ提出することにより登録される。

(役割)

- 第4条 グループは、グループ員の総意により、次に掲げる手順で活動を行う。
  - (1) 自治会長、民生委員等(以下「関係者等」という。)と連携し近隣ケア活動が 必要と思われる、地域の高齢者等の把握に努める(福祉のアンテナ)。
  - (2) 把握した高齢者等に対する課題及び課題に対する対応について協議する(課題の共有化及び活動の計画)。
  - (3) 近隣ケア活動の内容について、必要に応じて関係者等と協議する(関係者等との協議)。
  - (4) 緊急及び対応が困難なケースには、速やかに関係者等に連絡する(連絡及び通報)。
  - (5) グループで実行可能な範囲の近隣ケア活動に取り組む(活動の実践)。

(6) グループ会議を適宜に開催し、情報交換並びに近隣ケア活動の評価及び検討をする(活動の反省)。

(自発性、協調性及び無償性)

第5条 グループは、自発性、協調性及び無償性を原則として活動を行う。 (運営)

- 第6条 グループの運営は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
  - (1) 高齢者等の福祉制度について理解するとともに関係者等との連絡を密にし、連携を図る。
  - (2) グループ員は、活動上、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、 その職を退いた後も同様とする。
  - (3) 訪問活動は、事故のないよう細心の注意を払い行うこととする。 (記録及び報告)
- 第7条 グループ員が近隣ケア活動を行ったときは、記録票に活動の内容を記録しなければならない。
- 2 グループの代表者は、グループ員の記録票を集計し、年間集計票を市長へ提出し 報告をしなければならない。この場合において、グループの代表者は、自治会長及 び民生委員にも活動の内容を報告するものとする。

(活動費の支払)

第8条 市長は、グループが行う近隣ケア活動に対する活動費を、予算の範囲内で支払うことができる。

(活動費の請求)

第9条 グループの代表者が、前条に定める活動費を請求するときは、請求書による ものとする。

(市長が行う事務)

- 第10条 この要綱による事業の推進のため、市長は、次の事務を行う。
  - (1) グループの登録
  - (2) ボランティア保険の加入
  - (3) グループ活動費の支払
  - (4) グループの育成及び相談助言
  - (5) グループ研修会の開催
  - (6) 集計票の受領及び確認

(7) その他市長が特に必要と認める事務

(委託)

第11条 市長は、前条に掲げる事務を社会福祉法人各務原市社会福祉協議会に委託 する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 各務原市近隣ケアグループ設置運営要綱(平成元年2月1日決裁)は、廃止する。